

◆ 巻頭言

成立 30 年目を迎える女性差別撤廃条約

林 陽子

国際人権法の第一人者であるフィリップ・アルストン教授（ニューヨーク大学法科大学院）は、その著書の中で、フェミニズムは人権活動をより深く豊かなものにした、と述べている。人権法の発展の過程で、女性に対する人権侵害ほど無視され、放置されてきたものはなかった。それは世界の人口の半分の人権侵害に目を閉ざしていることにとどまらず、人権問題を社会的、経済的、政治的な生活の中で考える、という可能性を閉ざすものであった。これを変えたのが女性差別撤廃条約であり、この条約はこれまでのどの国際人権条約にもない革新性を備えている。それは、人権の唱道と批判、理想主義と懐疑主義、セクシュアリティとジェンダー、平等とは何かといった複雑で多様な思潮をすべて捉え、女性と男性の法律上の平等のみならず、事実上の平等を達成しようという極めて野心的なものである。

現在、女性差別撤廃条約の締約国は185カ国（国連加盟国は192カ国）。未批准の7カ国には米国が含まれる。1999年に成立した条約の選択議定書（女性差別の被害者が女性差別撤廃委員会CEDAWに救済を申し立てることのできる個人通報制度を含む）の批准国も94カ国に及んでいる。日本政府は女性差別撤廃条約を1985年に留保なく批准したものの、選択議定書の批准は「検討中」という説明のまま進展がないのが残念である。

過去30年の間、世界では冷戦が終わり、グローバリゼーションによる市場主義経済への移行、宗教的な原理主義の台頭、先進国での少子高齢化の急速な進行など女性の権利をめぐるさまざまな新しい問題が生じている。今年には1979年の国連総会で女性差別撤廃条約が成立してから30周年にあたる。また、CEDAWにおいて日本政府の報告書審査が5年ぶりで行われる。日本政府とCEDAWとの間で、男女平等政策をめぐるレベルの高い建設的な対話がなされることを期待している。



PROFILE

林 陽子
(はやし ようこ)

弁護士（アテナ法律事務所）。
国連「女性差別撤廃委員会」委員（2008～）。内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力専門調査会」委員（2000～）。早稲田大学大学院法務研究科客員教授（2004～）。著作に、論稿「女性の権利は人権—グローバル化する世界と女性の人権をめぐる」(『市民的自由の拡がり』、2007)、『女子差別撤廃条約詳解』(共著、1996)、『国際人権法実践ハンドブック』(共著、2007) など。